

(事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表)) (案)

改 正 案	現 行
<p>I 総則</p> <p>I－1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I－1－1 電子決済手段の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する電子決済手段の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する電子決済手段の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、電子決済手段の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 法第2条第5項第4号に規定する電子決済手段の該当性に 関して、内閣府令第2条第3項第1号イに規定する「金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの」とは、外国の行政機関等の海外監督当局であって、当局において当該外国電子決済手段及び当該外国電子決済手段の発行者の監督等に関する情報・知見・経験等の共有を受けるなど、必要な連携を行うことができるものをいう。</p> <p>⑥ 法第2条第7項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者と利用者との間の契約等により、発行者及び</p>	<p>I 総則</p> <p>I－1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I－1－1 電子決済手段の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する電子決済手段の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する電子決済手段の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化するものであることから、電子決済手段の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 法第2条第7項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者と利用者との間の契約等により、発行者及び</p>

改 正 案	現 行
<p>その関係者が当該利用者に対してその券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p>	<p>その関係者が当該利用者に対してその券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。</p>
<p>(注1) 通貨建資産（法第2条第7項）には、通貨建資産をもって債務の履行等（債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの）が行われることとされている資産も含まれるため、このような資産についても電子決済手段に該当する可能性がある点に留意する。</p>	<p>(注1) 通貨建資産（法第2条第7項）には、通貨建資産をもって債務の履行等（債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの）が行われることとされている資産も含まれるため、このような資産についても電子決済手段に該当する可能性がある点に留意する。</p>
<p>(注2) 通貨建資産に該当しない場合には、内閣府令第2条第3項で定めるものに該当する場合を除き、法第2条第5項に規定する電子決済手段には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、暗号資産やその他法令上規定されるものに該当する可能性がある点に留意する。</p>	<p>(注2) 通貨建資産に該当しない場合には、内閣府令第2条第3項で定めるものに該当する場合を除き、法第2条第5項に規定する電子決済手段には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、暗号資産やその他法令上規定されるものに該当する可能性がある点に留意する。</p>
<p>I－1－2 電子決済手段取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p>	<p>I－1－2 電子決済手段取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p>
<p>I－1－2－3 取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>当局は、登録の申請の審査や電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段の適切性の判断に当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該電子決済手段の取扱いにより生じ得るリスクの内容や二重譲渡や譲渡人に対する差押え等が生じた場合の取引の安定性を図る必要を踏まえ、下記(1)の点に留意して電子決済手段等取</p>	<p>I－1－2－3 取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>当局は、登録の申請の審査や電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段の適切性の判断に当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダーリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該電子決済手段の取扱いにより生じ得るリスクの内容や二重譲渡や譲渡人に対する差押え等が生じた場合の取引の安定性を図る必要を踏まえ、下記(1)の点に留意して電子決済手段等取</p>

改 正 案	現 行
<p>引業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p>また、外国電子決済手段（内閣府令第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、国内で取り扱われる預金、未達債務、信託受益権を用いた仕組みと同水準の利用者保護の確保の観点も踏まえた適切性の判断が必要となる。</p> <p>そのため、外国電子決済手段については、下記(1)に加え、下記(2)の点に留意して適切性を判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合は、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 例えば、取り扱おうとする外国電子決済手段が内閣府令第30条第1項第5号イからハまでに規定する要件を満たすものであるか。<u>なお、内閣府令第30条第1項第5号イに規定する「金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの」とは、外国の行政機関等の海外監督当局であって、当局において当該外国電子決済手段及び当該外国電子決済手段の発行者の監督等に関する情報・知見・経験等の共有を受けるなど、必要な連携を行うことができるものをいう。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>引業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</p> <p>また、外国電子決済手段（内閣府令第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、国内で取り扱われる預金、未達債務、信託受益権を用いた仕組みと同水準の利用者保護の確保の観点も踏まえた適切性の判断が必要となる。</p> <p>そのため、外国電子決済手段については、下記(1)に加え、下記(2)の点に留意して適切性を判断するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合は、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 例えば、取り扱おうとする外国電子決済手段が内閣府令第30条第1項第5号イからハまでに規定する要件を満たすものであるか。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>